

## 原事実性と疎外 ——ひきこもり経験の現象学的解釈——

小田切 建太郎

### 1. はじめに

従来例えば調査データに基づくひきこもり研究は、アンケートの質問事項を設定する際に既存の特定の定義、価値、規範、道徳、社会観、発達観を前提しており、それらを殊更に問い直すことはしない<sup>1</sup>。精神医学や社会学など様々な分野がひきこもりを論じているが、多くはこれを解決すべき〈問題〉と見なし、規範性に基づき社会や学校でのあるべき生活に復帰するため個人を治療・支援することを目的とする。社会学には当事者の社会的排除を批判することで当事者を擁護する研究もあるが、排除の側面を強調することでひきこもりを存在すべきでない〈問題〉とする点では同じである<sup>2</sup>。ひきこもりということで健全な社会の瑕疵や経済的損失を考えるとしても本人・家族の苦悩を考えるとしても同じである。こうした観点に立つと、当事者の生の肯定／否定は、個人の主体性や社会の制度・意識に委ねられる。筆者はそうした次元やその改革などを軽視はしない。だが、その場合私たちはあたかも「人間だけが存在するような平面」(GA9,334)に置かれ、当事者の生が肯定／否定されるより根源的な次元は度外視されるように思われる。そのため本稿は、この根源的な次元を、従来の議論では取り上げられることのなかったハイデガーの「原事実性 Faktizität」を主な観点として明らかにすることを企図する<sup>3</sup>。具体的には、社会的規範への疎外とそこから疎外という二重の疎外を、より根源的な原事実性からの疎外から捉え返して三重の疎外として示し、同時に当事者の生にとっての原事実性の意味を明らかにしたい。このように個別事例を解釈することで、他の事例にも見いだされるかも知れない、人間の生や社会を批判的に考察するための哲学的・倫理的事例としてのひきこもりのポテンシャルを探ることが本稿の目的である。

まず2ではひきこもりと〈問題〉の関係を、ひきこもりにおける〈問題〉として提示し、ひきこもりを〈問題〉とする認識から距離を置く。3の(1)では当事者の言葉のなかに疎外の経験を確認する。3の(2)ではひきこもりの側面として二重の疎外を明確化する。4の(1)ではひきこもりにおける社会的規範への疎外を、原事実性からの疎外として示す。4の

<sup>1</sup> 特に医療・福祉・教育学・心理学系の研究は自立、自律、社会参加、これらのための支援を是とする発達観や社会通念を当然のこととして前提する。例えば草野(2010)を参照。

<sup>2</sup> 例えば、社会がひとをひきこもらせるという見方は当事者を免責するが(石川2007:244、桜井2021:250)、免責という発想はひきこもりが〈問題〉だとの認識による。本論の4の(2)も参照。

<sup>3</sup> ハイデガーを参照したひきこもり論としては木村(2021)がある。これはハイデガーの「世人 *das Man*」などを参照してひきこもりを論じる。その他の本稿との相違点も多いが逐一挙げられないので詳細は木村(2021)を参照。

(2) では現代社会との照合から、生にとっての原事実性の意義を確認する。

## 2. ひきこもりと〈問題〉

本節ではまず治療目的の定義を参照して、ひきこもりを解消すべき〈問題〉とする認識から批判的に距離を取る。以下が斎藤と厚生労働省の定義である。

六か月以上、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの〔。〕(斎藤 2020: 39)

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。(厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業 2010)

二つの定義は統合失調症などがひきこもりの原因ではないことを含意する。統合失調症を排除するのは、それが相応しい特定の治療を必要とするからである。六か月以上という規定は、それ以上放置すると自主的な「回復」が難しくなり、治療的介入が必要になるという認識によるものである。ここでは治療すべき状態が「社会的参加」をしていない状態ということであり、これは「親密な対人関係を複数持つこと」(斎藤 2014: 156)という斎藤の設定する治療のゴールと対応する。二つの定義が治療目的だというのはこのような意味においてである。そこで定義されるのは、治療の対象である限りでのひきこもり、精神医学にとって〈問題〉である限りでのひきこもりである。

石川は、「ひきこもり」を“対人関係の欠如”によって定義づける立場の限界を、「“自己を語るための語彙”の喪失を看過している点にある」(石川 2007: 123)と指摘する。この定義に従うと、このカテゴリーを介して「自助グループなどに参加して対人関係を得ること」が、同時に、「“自己を語るための語彙”を失うこと」(ibid., 123-4)につながる。そこで、「外にも出るし、友達もいるし、人間関係もある」当事者は、「もはや「ひきこもり」とは呼べず、そこで、「自分をはたして何者なのか、という不安が再び頭をもたげ〔……〕、ようやく手に入れた“自己を語るための語彙”を手放すことを余儀なくされ、再び何者でもない状態に投げ出される」(ibid., 124)。

本稿は「何者でもない状態」そのものを否定的には見ず、「ひきこもり」というカテゴリーの「自己を語るための語彙」としての意義を殊更強調しない。この点で石川の立場とは異

なる。しかしひきこもりの定義に「対人関係の欠如」を組み込むことに〈問題〉を見る点では、石川と同じ立場である。本稿は齋藤のような定義を端的に治療目的の定義として相対化し、「ひきこもり」をもっと流動的で多面的に捉え、それを介して見えてくる人間存在や社会の様々な側面を見えるようにしたい。

そもそもひきこもりは治療対象として存在するのではないし、そのことを齋藤も否定しないだろう。しかし一面的な治療的定義がひきこもりそのものの定義とされ、あたかもひきこもり一般が精神医学的〈問題〉だというイメージが生まれている。であれば、治療的定義の一面性を相対化しなければ、ひきこもりに見られる〈問題〉をひきこもりと同一視してこれを解消すべき〈問題〉することになる。例えば跛行それ自体は解決すべき〈問題〉ではなく、〈問題〉があるとすれば、跛行を困難にする障害物や、跛行を蔑視するまなざしであるが、跛行＝〈問題〉とした場合、単に跛行を解消すべし、となる。ひきこもりについても同様であり、本稿で論じる疎外の〈問題〉もひきこもりとイコールとは考えない。

ではひきこもりはどのような〈問題〉に関する経験か。例えば、跛行と同様に、家族からの暴力、いじめ、トラウマ、発達障害、身体障害、LGBTも〈問題〉とされる。それらがひきこもりに見られる場合、ひきこもりにおける〈問題〉の一部と見て、その〈問題〉経験を、当事者や社会との関連でひきこもり経験における〈問題〉として論じる可能性は排除しない。しかしそのような「公式」の診断の認められないひきこもりもある<sup>4</sup>。本稿で論じるのもそうした当事者経験である。その場合ひきこもりの〈問題〉はどのようなものか。

石原は、精神障害とその必須要件をつぎのように整理する。①「精神障害〔mental disorder〕とは一つの症候群である」、②「症候群は、個人の認知・情動制御・行動における臨床的に重要な障がい〔disturbance〕によって特徴づけられる」、③「その障がいは、精神機能の根底にある、心理的・生物的・発達の過程における機能不全を反映している」、④「精神障害は普通、著しい苦悩を伴うか、社会的・職業的活動や他の重要な活動における障碍〔disability〕を伴う」、⑤「愛する人との死別などの通常のス​​トレス要因や喪失への予期できる反応や文化的に認められた反応は精神障害ではない」、⑥「社会的な（たとえば、政治的・宗教的・性的な）逸脱行為や主に個人と社会との間に生じる軋轢は、それらが上述したような個人における機能不全から生じたものでなければ、精神障害ではない」（石原 2018: 160-1）。上記のような意味での精神障害がひきこもり当事者に認められない場合、その当事者のひきこもり経験とは、「愛する人との死別などの通常のス​​トレス要因や喪失への予期できる反応や文化的に認められた反応」、あるいは、「社会的な（たとえば、政治的・宗教的・性的な）逸脱行為や主に個人と社会との間に生じる軋轢」といった「個人における機能不全から生じたもので」はないものという意味で精神障害ではないものとされるだろう。ひきこもりを甘えや怠けや悩みなどの「予期できる反応」や「文化的に認められた反応」として世間や専門家から認められる（あるいは、誤認される）場合もあるが、同時に予期されない不可解なもの、

<sup>4</sup> 本稿はいじめを原因にしたものとか、原因のないものとか等々の本当のひきこもりを指摘するものではない。

文化的意味も与えることができない場合もある。また逸脱や軋轢として認識される場合、政治的・宗教的・性的などの意味づけは排除されないが、良く分からないが解消・克服されるべきものとされる場合が多いのが現状と言って大過ない。こうして精神障害などの公式の〈問題〉が認められない場合、当事者の振る舞いや状態が怠惰などとして批判され、そのこと自体が当事者にとって〈問題〉の一つとなる。次節で具体的事例を確認する。

### 3. ひきこもり経験と疎外

本節では(1)で具体的な当事者の語るひきこもり経験を見ていき、それがどのようなものか確認したい。(2)ではその語りに基づいてひきこもり経験にとって疎外のもつ意味を明らかにする。

#### (1) ひきこもり経験

筆者はひきこもり当事者・経験者を幾人か知っており、そのことが本稿の背景となっているが、本稿では関係者等への配慮もあり、直接彼(女)らを取り上げることはせず、筆者の知る経験者が一定の共感を示し、ある程度纏まった記述のある不登校・ひきこもり経験者の野田彩花の語りを参照する。本稿は治療的定義からは距離を取るが、野田が積極的にひきこもりと自己定義するわけではないという理由もあり、さしあたり誰でも誰かをひきこもりと呼べるという立場を取る。野田は、山下との共著『名前のない生きづらさ』(野田・山下 2017)のなかでつぎのように語る。

住む家がないとか、食べるものがないといった生存そのものが脅かされる状況に  
いるわけではなく、病気を持っているわけでもない。心療内科に通院はしているが、  
きっちりした診断名をもらっているわけでもないし、発達障害とも違うようだ(発  
達に偏りのない人なんているのか? と個人的に思っはいるけれど)。不登校だ  
ったけれど、いじめにあったわけでも、教師からの体罰があったわけでもない。反  
発や葛藤はありながらも、夫婦仲のよい両親に、真心をもって育てられたし、心身  
ともに暴力とは無縁の家庭だった。(野田・山下 2017: 47)

野田は、「特筆すべき問題を抱えていないのに、なぜか学校に来ないし、働きもしない」という、何とも「よくわからない」存在として、「お前はいったい何なんだ」と、「不気味そうな目で遠ざけられていく」(ibid., 48)が多かったという。そのような経験を持つ彼女はつぎのような羨ましさも述懐している。

バカな私は、いじめや体罰、機能不全家庭や家族からの暴力といった、生きづらさ  
にある程度明瞭な原因、つまりは名前を持っている人たちをうらやみさえた。彼

らの劇痛と自分のにぶい痛みをひき比べて、卑屈になったり、すねてこっそり涙を流したことも、一度や二度ではない。(ibid.)

野田が自分にはないいじめや発達障害をある種羨望のまなざしで語るとき、彼女は〈できない〉理由を探しているように見える。実際そうなのだろう。〈できない〉理由を探しているとして、それはなぜか。彼女が怠けたいからだろうか、理由を探すのが好きだからだろうか。そうではないだろう。むしろ彼女は理由を探すように無言の圧力によって強いられているように見える。もし不登校やひきこもりに自覚的な意図や目的、欲望があるなら、彼女はそれを言えばよいのかも知れない。しかし彼女には自分の内にそれが見当たらない。そこから、なぜ彼女があのような例を挙げたのかも分かる。彼女の挙げたのは「いじめ」「体罰」「機能不全家庭」「家族からの暴力」だった。これらは自分が欲したものではなく、自分の意のままにならず、選択の余地がないものである。斎藤の引き合いに出す当事者の証言も参照する。

彼らは私たちに次のような問いを鋭く投げかける。「あなたは、これほど無価値な人間をどうやって承認できるのか」と。なるほど、彼らはこの社会から徹底して疎外された人間だ。なぜなら彼らは、顕在的な弱者ですらないために、さしあたり積極的には擁護され得ない存在であるからだ。事実、彼らはしばしば言う。「いっそ、身体障害があればよかった」と。そう、障害ばかりではない。事故、肉親の不幸、天災、トラウマなどによって、むしろ彼らは賦活される。(斎藤 2016: 235)

ここに登場するのは「身体障害」「事故」「肉親の不幸」「天災」「トラウマ」である。これらもまた本人が欲したものではないもの、本人の意のままにならないもの、選択の余地がないものである。

私たちは〈できない〉理由を探し、あるいは〈できる〉理由を探す。どこでも理由を探そうとする。〈できない〉理由が分かれば、社会的に承認された形で〈できない〉とすることができる。あるいは逆に〈できない〉理由が分かれば〈できる〉ようになるかも知れない。また〈できない〉理由を探すのではなく、〈できる〉理由を探すことが一種の誠実さとも見られている。しかし、なぜ〈できる〉ようにならなければならないのか、〈できる〉とはどういうことなのか。そもそも〈できる〉ようになることは良いことなのか。誰にとって、何のために良いことなのか。誰がそれを望んでいるのか。

## (2) 疎外の経験

上記の問いを日本社会の規範性から考えて見たい。河野は日本社会において支配的な規範性の一つとして「普通」があると指摘する。

日本で流通している「普通」という言葉は、「平均的」とか「通常の」を意味するのではない。それは、社会が要請してくる個人が到達すべき水準のことである。つまり、高校を卒業するのが「普通」であり、女性は気づかいをするのが「普通」であり、上司に求められた仕事ができるのが「普通」である。(河野 2017: 56)

ここに記述されている事態は、「普通」という規範のもとにある限りでの「能力の問題」(ibid.)である。河野はこの規範に従うよう要請するのは、「権威や権力」(ibid.)であるとするが、念頭に置くべきは国家や企業、医師や学者やマスメディアだけではないだろう。その要請の直接の執行者は、当事者にとって最も身近な人間でもありうる。それは、教師や職場の人間だけでなく、子どものことを心から心配する家族でも、当事者自身でもありうる。「普通」という規範は単なる提案ではなく、「普通」に学校に行かなければ生きて行けない、「普通」に働かなければ生きて行けない、という生死にかかわる脅迫として内面化される。不登校・ひきこもりの当事者や親は際限なく精神的に追い込まれ、時には自殺や親子心中によって自らを解放することにもなるのだと言える。現代社会では、能力性は、規範性によって、ほとんどその外部が考えられないほど隅々まで囲い込まれている。つまり「普通」に〈できる〉はずだ、〈できない〉ならば、〈できる〉ように努力すべきだ、努力しても〈できない〉ならばそのことの特別な理由(病気や障害など)があるはずだ、特別な理由もないならば本人の努力不足、怠け、甘えだとされる空間へ疎外されている。ここから野田の証言を解釈すれば、彼女は「普通」には〈できない〉ことの理由を求めており、それは実は権威や権力によってそれを求めるように迫られているということになる。私たちはここに一種の二重の疎外を認めることができる。

不登校・ひきこもりの当事者・経験者に関わってきた山下耕平は、見田宗介(真木悠介)の「貨幣への疎外」と「貨幣からの疎外」<sup>5</sup>という二重の疎外から着想を得て、「学校への疎外」と「学校からの疎外」からなる二重の疎外という見方を提案する。「貨幣への疎外」とは、貨幣なしには生きて行けない貨幣社会への疎外であり、「貨幣からの疎外」とは貨幣なしには生きて行けない社会において貧困といった仕方で貨幣から疎外される事態である。つまり現代社会ではほとんどのひとは衣食住をすべてお金で買っており、生活そのものが消費活動になっているため、お金を稼ぐ必要があり、「働くこと＝お金を稼ぐこと」になっている事態が「貨幣への疎外」であり、そして、お金でしか生活できない世界でお金がないことがそのまま生活できないことにつながるという「貨幣からの疎外」がある。同様に「学校への疎外」は学校なしには生きて行けない状況への疎外であり、「学校からの疎外」は学校なしでは生きて行けない社会で学校から疎外される事態である。「学校へ行かないと就職が困難になってしまう世界」という「学校への疎外」の状況があつて、その上で「学校からの疎外」が不登校として〈問題〉化する状況がある<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> Cf. 見田 1996, 110-1.

<sup>6</sup> Cf. 山下耕平、2021年11月16日閲覧、ブログ記事「学校への疎外、学校からの疎外」

山下の洞察は、学校へ行くことが自明視されている現状を問い直す視点、それゆえ不登校の孕む〈問題〉が、学校からの疎外ではなくむしろ学校への疎外にあることを示す。大澤によれば、「普通は、疎外とは、何ものかからの疎外であると考えられている。しかし〔……〕、真木悠介の〔……〕独創性は、「Aからの疎外」に先立って「Aへの疎外」があることを看破した点にある。人が、Aからの疎外に、すなわちAを剥奪されていることに苦痛や不幸を覚えるのは、その前に、彼がAへと疎外されているから」（大澤2014:326）である。貨幣と学校による二重の疎外は、単なるアナロジーではなく、社会において地続きの現象である。河野の指摘した「普通」という規範も、これらの疎外と無関係ではない仕方で、現代社会において二重の疎外を生み出している。つまり「普通」に〈できる〉という能力性の規範に従わなければ人間が生きられない社会へ疎外され、さらにそこから「普通」には〈できない〉という仕方で疎外される。加えて「普通」に〈できる〉のでなければ、「普通」には〈できない〉ことの特異な理由がなければ許されないという社会的規範が当事者を含めた私たちに内面化されているがために、ひとは「家族からの暴力」「障害」「天災」という特別な理由を探さなければなら状況に追い詰められる。ここにひきこもりにおける二重の疎外に関する証言が認められる。

野田のアルバイト経験の語りを見てみたい。彼女はひきこもり後のある時、思い立って清掃のアルバイトを始めた。

バイトを始めて、すぐに「あれ？」と思った。自分の身体が、自分の思うように動かせない。身体が鉛のように重たく、力が入らない。頭もふらふらして気持ちが悪く、先輩の教えが何度聞いても頭に入ってこない。たくさんの人が出入りして、アナウンスやBGMも大音量で流れるお店にいること自体が、私にとって大きなストレスだったのだ。正常な判断力や記憶力、平衡感覚さえ奪われた。

〔……〕落ち着いて考えればわかることも、どんどん、わからなくなっていった。その最たる例が、右と左の区別がつかなくなったことだ。

「その通路を突き当たって左のロッカーにモップがあるから、取ってきて」いまでもよく覚えている。何てことはない簡単な指示だった。けれど、通路の突き当りで、私は立ち尽くしてしまった。どちらが右でどちらが左であるのか、いくら考えてもわからなくなってしまったのだ。〔……〕

その後のことは、ほんとうに何も覚えていない。その日のうちに、私はそのバイトを辞めた。そうして、「右も左も分からない人間が、いったいどこで働けるというのだろう」と自分を責め続け、深く絶望した。（野田・山下2017:39-40）

説明すると、野田は公式・専門家的には「健常者」である。心身の病気や障害は認められ

---

(<http://bokan.blog.shinobi.jp/Entry/139/>)。

ていない。野田は「普通」の「健常者」というカテゴリーを割り当てられ、そのなかに疎外されているが、実際の生活上では「健常者」というカテゴリーからこぼれ落ちて、そこから疎外されてしまう部分がある。野田は「いじめ」や「発達障害者」というカテゴリーに掬われることもない。「普通」に〈できる〉のでなければ生きて行けない社会において「普通」に〈できない〉ということが「絶望」となり、なおかつ「普通」の「健常者」である彼女は、「普通」に〈できない〉ことの特別な理由も持たないという仕方社会から疎外されているのである。野田が「いったいどこで働けるというのだろう」という深い「絶望」を感じたのは、それが徹底した疎外として、〈いったいどこで生きて行けるというのだろう〉という感覚、さらには〈どこでも生きていけない〉という感覚を生み出すからである。「普通」に〈できる〉という規範へと疎外され、さらに「普通」に〈できない〉という仕方その規範からも疎外され、なおかつ「普通」に〈できない〉ことの理由からも疎外されている。こうした事態のなかで、もうどこにも居場所がないという事態が出来する。この深い絶望は、働けないならば生きて行かなくてよい、死んでもよい、死ぬしかないという思考からも遠くない。

野田のアルバイトの話聞いて誰でもすぐに思いつくのは、〈もう少し我慢して続けていけばうまくできるようになったのではないか〉という疑問、彼女がうまくできない理由を探してみよう、ということではないか。しかしこのような発想に囚われたままだと、私たちはあくまで疎外の空間のなかで理由を手探りして、疎外を再生産し、強化してしまうことにもなるだろう。野田は「病名もないのに1日ふとんから起き上がれない自分を、理由もなく重たい身体を心を、自分でひどく責めていた」(ibid., 81)。そこで問いたいのは、適切な「病名」や〈できない〉理由ではなく、野田が、あるいは私たちが、そもそも〈どこから〉、「普通」に〈できる〉という規範へと、また理由探しの空間へ疎外されたのかである。

#### 4. 原事実性からの疎外と社会

野田のような当事者は、あるいは私たちは、〈どこから〉疎外されているのか。これに予め答えを与えるならば、それは原事実性からだとなる<sup>7</sup>。以下、(1)では原事実性の意味を確認する。(2)では原事実性からの疎外と現代社会を照らし合わせ、原事実性の意義を確認したい。

##### (1) 原事実性

ラントグレーベによれば、「原事実性 Faktizität」は、ハイデガーが自らの現象学的哲学の術語として導入したものである<sup>8</sup>。ハイデガーがこれを初めて使用したのは1920年夏学期講義である。1921/22年冬学期講義では、「原事実性の問題——最もラディカルな現象学、これ

<sup>7</sup> 筆者は別稿でひきこもりをめぐる疎外の意味を、ケアの倫理を参照することで、本来の関係性からの疎外として提示することも試みている(小田切2022を参照)。

<sup>8</sup> Cf. Landgrebe 1976, 173.

は真の意味で「下から」始まる」(GA 61, 195)と述べられる。『存在と時間』(1927)に至ると「原事実性」は、「手前存在者 *Vorhandenes*」の「事物事実性 *Tatsächlichkeit*」との対比で使用される<sup>9</sup>。『存在と時間』第58節で、原事実性は、現存在の「責めある存在 *Schuldigsein*」として説明される。「責め *Schuld*」とは、現存在の持つ「非 *Nicht*」の性格である。三つの非性が指摘される。まず、「存在しつつ、現存在は被投されているのであり、自分自身によって自らの現にもたらされたのではない」(SZ, 284)という被投性の非性がある。つぎに、現存在が存在するということのうちには、「存在可能しつつ、現存在は、そのつど、ある可能性また別の可能性の内に立っているのであり、現存在は常にその他の可能性ではないのであって、実存的投企のなかでそれを断念している」(ibid., 285)という投企の非性がある。最後に、現存在は、「そのつどすでにつねに原事実的に、「頹落」において「非本来的」(ibid.)であるという頹落の非性がある。三つの非性は、現存在の被投性・投企・非本来において自らの存在を完全には支配できない非力さを表わす。

原事実性において関心の的となるのは「〈どこから〉と〈どこへ〉」が「暗闇」に留まったままの、ただ「現存在が存在する *es ist*」という「裸の事実 *Daß*」(ibid., 134)、「純粋な事実 *Daß*」(ibid., 343)という意味での事実である。「裸の」「純粋な」とは、「さしあたり大抵は配慮しているものから解釈するなかで自らを〈何 *was*〉として了解している」現存在が、事実性においては「自らの〈何 *Was*〉においては無規定かつ空白」(ibid., 274)であり、「名前、身分、出身、名声」(ibid., 274)及び「世間的 *weltlich*」な名声や〈できる *Können*〉」(SZ, 307)、「世間的 *weltlich*」な諸可能性」(SZ, 344)はどうでもよくなるということであり、ここに「世界の無における裸の「事実 *Daß*」」(ibid., 276-7)が明らかになる事態がある。

『存在と時間』では、単純化して説明すれば、原事実性からの逃走が頹落・非本来性であり、その原事実性を自覚的に引き受けるところに本来性があるとされる。『存在と時間』の原事実性はもっぱら現存在自身に関するものである。だが、原事実性の非性が議論される際には、それが自己と自己ならざるものとがせめぎ合う次元であることが示唆されており、だからこそ、そこにおいて自らの存在可能ないし能力性と、その無力さが問題になると考えられる。実際ラントグレーベは、原事実性は「自らの〈できる *Können*〉の限界として経験される、現存在が絶対的には支配できないものとして経験される。この限界は絶対的な優位性 *Übermacht* として経験される」(Landgrebe 1976: 187)と述べる。

「不安」の「情態性 *Befindlichkeit*」(SZ, 188)は、その対象が「世界内存在それ自身」(ibid., 186)であり、そこでは自己と世界の裸の事実が明らかになる根本気分 (*Grundstimmung*)<sup>10</sup>である。「恐れ」(ibid., 140)の対象が内世界的存在者であるのに対して、不安は、「状況認知的かつ自己認知的なはたらき」(池田 2016: 19)をする。池田は、「何かをできるとかできないということが「私」の大問題になる場合、私以外に引き受け手がいない自己を世界の内

<sup>9</sup> その後術語「原事実性」は1931年を最後に使用されなくなるが、ピュシスの原事実性の問題は引き継がれ深化・発展する (Cf. 小田切 2020, 231, 236-7)。

<sup>10</sup> Cf. SZ, 310.

に見いだしている」(ibid.)と言う。池田は、自己の「苦境」の只中に立つ「不安」が「歎び」(ibid., 24)と共存していることを示唆するが、この両義性は、すでに形成された〈できる〉という自己の能力性への信頼を前提としていると言えるだろう。不安とは、現存在の原事実的な能力性が、全体としての存在者の原事実性の優位性において試される経験なのである。ラントグレーベの言うように、限界としての原事実性は、その絶対的な優位性として経験されるが、それは「しかし現存在が盲目的にそれに従う優位性として経験されるのではなく、自らの〈できる〉を挑発しかつ試すような優位性として経験される」(Landgrebe 1976: 187)のである。

『存在と時間』では「優位性」はもっぱら現存在の「有限な自由の固有な優位性」として、被投性の「無力 Ohnmacht」(SZ, 384)との対で登場する。だが、「優位性」は、『存在と時間』の印刷及びその中断と書き換えの時期にあたる1926年夏学期講義では「優位な übermächtig」(GA 22, 191)という形で、「おのずからつねにすでに眼前に人間たちと神々の関与なしにあること」(ibid., 35)を本質とする「最広義における自然」(ibid., 191)としてのピュシスの構成的契機として登場している。この優位性は、現存在の自己に限定されず、その身体性も含み込んだ全体としての存在者の原事実性の契機だが、『存在と時間』には取り入れられず、その後の20年代後半以降に顕在化する<sup>11</sup>。要するに「優位性」は、一方で現存在の能力性に関わり、他方では現存在の能力性が支配できない全体としての存在者の「優位性」に関わる。現存在の「無力」もこの自然におけるものとして捉え直される<sup>12</sup>。自然の原事実性もただ〈ある〉という事実であり、このなかにただ〈ある〉という自己の事実もある。それは〈健常者である〉とか〈障害者である〉といった「何」や世間的な〈できる〉〈できない〉がどうでもよい、ただ〈ある〉という裸の事実である。自然が人間の能力性の限界をそのつど画定する。自然が人間の〈できる〉を促し、また〈できない〉として拒絶する。それはただ〈できる〉〈できない〉という事実、規範性や評価や名づけとは無縁の事実である。

私たちは〈どこから〉「普通」の規範へと、理由さがしの空間へと疎外されたのかと問うなら、それは根拠を解き明かし難い仕方で自己の存在、また他の存在者の存在が立ち現われる次元である原事実性からである、と答えたい。実際、野田も〈できない〉理由を探すだけではない。

いじめや教師との関係など、なんらかの理由があれば説明できるかもしれない。発達障害やうつ病など、なんらかの名づけがあれば、周囲の人びとも自分も納得させることができるかもしれない。でも、ちがうのだ。[……]病名がわかってほっとする、障害に気づいて工夫する。精神病といわれる場面では、それはわりとよくあることらしい。だけどその文脈、名づけで回収されるときにこぼれていくものが、どうしてもどうしても気になってしまう。(野田・山下 2017: 96-7)

<sup>11</sup> Cf. GA 26, 211, GA 40, 163.

<sup>12</sup> 1928年夏学期講義における「形而上学的無力」(GA 26, 279)も参照。

「名づけで回収されるときにこぼれていくもの」とは何か。野田はそれを「名状しがたきもの」(ibid., 52)とも呼んでいる。野田の他の記述から例を探すならば、それは「病名」もないのに「1日ふとんから起き上がれない自分」であり、「理由もなく重たい「身体」と「心」(ibid., 81)として語り出されているもののことだと言えるだろう。つまり、それは、「病名」という「名づけ」からこぼれ落ちるものであり、そして「病気」や「障害」といった「理由」からこぼれ落ちてしまうもののことである。野田は言う。

「何者であるか」という問いに、確固たる答えが存在しない領域がある。名前のない状態それ自体が悪いことで、名づけやカテゴライズが必要かと問われれば、必ずしもそうではないのではないかと私は答えるだろう。[……] そうやって名づけからこぼれ落ちてしまったもののほうに、愛着を感じる人間がいないと、どうして言いきれぬだろう。私は、断然そういう人間だ。学校や社会、世間といったものが「めんどろだし、邪魔だから置いていきましょう」と、そぎ落としていくものに、名づけからこぼれ落ちた「名状しがたきもの」たちのほうに、目を奪われる。いとしいと思うし、うつくしいと思う。[……] いま私がそっと抱きしめているもの、大事に手のひらにのせているものは、学校や、その先の社会で生きていくためには、この手から落として、捨てていかななくてはいけないものだった。(ibid., 50-2)

彼女にとってより大切なものは障害などへの希求ではなく、「障害者」とか「健常者」といった名前からこぼれ落ちるものである。これは「障害者」とかの名前では捉えも肯定もできない生の側面である。つまり彼女にとって、抑圧されたり、無視されたり、等閑視されたりしているのは、社会的に価値あるとして名づけられないものである。野田は、自分にとって「大事なものが、世間では取るに足らず」、自分にとって「どうでもいいものが、世間では大切にされている」(山下 2009: 167)と感じていた。社会的に通用する言い訳や自他のための納得を得ることが大事なのではなく、世間一般ではどうでもよいと看過されるものが野田にとって大切なのだ。

脳性麻痺の当事者である稲原によれば、彼女の現象学的当事者研究は、「「障害」という意味現象」(稲原 2018: 33)がいかにして生じるかを、彼女の生きた主体としての「私」の実存の根本構造に遡って問う営みである。その際彼女は「障害の経験は〇〇である」と明確に述定できない自分の「障害の経験」を「実存」(ibid., 34)として捉える。野田の言う「名づけ」からこぼれ落ち、「理由」を持たない「名状しがたきもの」もまたこのような実存の経験であると言える。異なる点があるとすれば、稲原にとって「脳性麻痺」という名づけのもとでなおそこに還元されない彼女の特異な実存経験を解明しようとするのに対して、野田にとってはそもそもそうした名づけからこぼれ落ちること、公的・社会的な根拠づけを欠くことが〈問題〉である。名前や根拠からこぼれ落ちることそれ自体が、名前や根拠を

要求する社会との関係で〈問題〉となっている。かと言って、すでに述べたように、野田は名前や社会的根拠が欲しいわけではなく、むしろそこに回収されないものをそのままに大切にしたいと感じている。単に述定が難しいという事態だけではなく、理由・根拠づけなしの生が〈問題〉になっている。その意味で実存の原事実性の側面が強調されるべきである。広義の原事実性は人間の実存のみに関わるものではないが、実存に関して言えば、実存と原事実性とは別の事柄ではなく、同じ一つの事柄の別の側面である。ハイデガーでは、実存は現存在の自己関係的な存在了解に関わり、事実性は現存在の根源的な根拠に関わる。稲原はこの意味で「実存」の語を使うわけではなく、本稿もハイデガーの意味を厳守するのではないが、自己の実存に関する述定の難しさ、名づけ難さを原事実性の語で表現したい。

## (2) 原事実性と社会

本稿で言う原事実性は、自己の存在のみに関わるものではない。そのことは、それが何か社会の下部構造のようなものや手つかずの「自然」だということではなく、存在するもの／こと一切を貫通する次元だということである。人びとが人間の文化や科学技術の成果だと見ているもの、人間の自由な操作や支配の対象と見ているものも例外ではない。一切のもの／ことに原事実性の次元を認めるとは、それらの背後に遡行することができない次元、「根拠の解消しえない暗さ」(Gadamer 1987: 306)、あるいはシェリングの言う「思考の先回りできない最古の *unvordenklich*」次元を認めることだとも言える。あるものに原事実性の次元を認めるということは、それについての何らかの根拠・理由の知に基づいてそれを理解しているということがあくまで分かったつもりでいるだけのことに過ぎないということ、いつまでもどこまでもそうであることを認めることである。それは、分からないから分かるようになるということではなく、分らないものをそのままに許容するという態度につながる。

原事実性についての洞察は、根拠を解き明かすことができるはずだという前提、根拠を解き明かさなければならぬという社会の規範的要求が自明ではないことを教えてくれる。そのような前提や規範・要求を無条件に肯定することをやめ、名前もなく、理由もない生を、その状態を、落ち着いた態度で許容する道を拓くことはできないだろうか。〈できる〉とか〈できない〉とかいう事態もまたその理由なしに許容することができないだろうか<sup>13</sup>。

ラントグレーベによれば、原事実性は人間にとって「〈できる *Können*〉の限界として経験される」(Landgrebe 1976: 187) 次元、つまり、そこにおいて〈できる〉という能力性と〈できない〉という無力感<sup>14</sup>とがその理由の理解なしに経験される次元である。それは典型的に

<sup>13</sup> 筆者が念頭に置くのは「放下 *Gelassenheit*」だが、これのハイデガーにおける一つの意味は「予めそこへ向けて」(GA 13, 66) 考えられないものに対する態度、根拠や目的や〈何〉の表象では予め考えられないものに対する態度である。

<sup>14</sup> 原事実性における無力は、斎藤の「万能であることをあきらめる」(斎藤 2020, 234) こととしての「去勢」にあたるか。斎藤によれば学校には「平等」「多数決」「個性」を重視する「均質化」の局面と、「内申書」と「偏差値」を重視する「差異化」の局面があり、後者は去勢、前者は去勢否認の強制として働くが (Cf. *ibid.*, 235)、偏差値が「去勢の契機」として機能していないことが「大きな問題」(斎藤 2003, 18) だと言う。だが本稿からすれば偏差値は野田の言う一方的な名づけに過ぎない。

は、生まれ死ぬという事実であり、山の草木であれ社会資本や社会制度であれそもそも何かが存在するという事実である。それはまた、なぜか分からないのに、つまり「病名」もないのに「1日ふとんから起き上がれない」こと、「理由」もないのに「重たい身体」や「心」（野田・山下 2017: 81）という事実のことである。

ここでは当事者の〈できる〉ための理由や〈できない〉ことの原因を明らかにして、〈できる〉ようにして、どうすれば社会のなかで自立して生きることができるのか、そのためにどんな支援が必要かという立場からは距離を取る。この考え方は、上で批判した「普通」という規範への／からの疎外の再生産、強化につながる危険がある。

大阪の社会分配研究会のメンバーによって編まれた『自立へ追いたてられる社会』（2020）は、自立を迫る社会を批判的に考察する論文を多く収めている。寄稿者の岡村は、フリースクールや家庭などにおいて「生活の場」が「学びの場」（岡村 2020: 122）へ変容し、教育のいずれの段階においても「学びの自立化・個別最適化」（*ibid.*, 124）が求められているとする。同じく寄稿者の一人岡崎は、学校では「子どもに合った能力の開発」（岡崎 2020: 212）が徹底されていると指摘する。学校の外部を目指したはずのフリースクールなどの「居場所」も、「“多様な自立”を看板に不登校の子どもたちを包摂する「公然化した場所」（*ibid.*, 212）へ変貌している。発達障害も同じ困難の内にある。個人の個性に応じた「きめ細やかな」教育や支援は、個人の〈できない〉ことの原因を探し出して、個人の「特性」に合わせてその社会的能力を開発している。システムチックな資本社会、市場社会は、誰もがその能力を発揮するのが良いことだとして、特定の能力を資源として開発し、自律、自立、勉強、労働へせき立てる。障害・病気を克服して〈普通〉の水準で活躍〈できない〉場合、「ソフトな優生思想」（桜井 2021: 206）のもとで、個別支援という名目で社会内部に留め置かれたままその周縁へやさしく排除され、また病気や障害という診断付きの原因のない場合、社会的規範に基づき、自己の成長・実現の努力を怠っているとされ、「甘え」「怠け」「自己責任」と道徳的非難の対象となる。

現代社会で私たちは一切が説明可能なはずと想定し、そうすべきという規範のもとにあり、一切が人間の自由と責任であるかのような空間へ疎外され、「普通」に〈できる〉と規範的に思い込まれる。原事実性は、社会的な評価と批判のまなざしから自由で、自己の肯定・承認のために理由や条件を求めることができないことを認め——根拠や「名づけ」を拒絶するのではなく、それらが絶対的でも最終的でも不可欠でもなく、ただ仮初めであることを認め——、そこから自由になり、ただ〈ある〉があり、ただ〈ある〉ことそのことから〈ある〉〈できる〉〈できない〉こと自身が肯定／否定される次元、そこで私たちが〈なぜなし〉に生まれ、生き、死ぬことができる次元である。

石川の取り上げるひきこもり経験者も、「ただ生きて、ただ死ぬ」（石川 2007: 213）という約十年のひきこもり経験の末に得た結論を語る。石川はここに「生きることへの意思を自らのなかに認めたということ」、「生きることを覚悟するといった〈意思〉を認めること」（*ibid.*, 215）を見る。石川は、ギデنزの後期近代社会における「何をすべきか？ どう振

舞うべきか？ 誰になるべきか？」という「実存的疑問」と、それらの問いに再帰的に「日々答えていかなければならない」という「存在論的不安」を当事者の生に指摘する (ibid., 238-9)。この不安は、コミュニケーションや仕事を継続するという「日々のルーティーンを通して〈実存的問題〉に答え続けること」(ibid., 232-3)、また「生きることや働くことの意味」(ibid., 229) を考え言葉にすることで解消されるが、そうして「存在論的な安心」を維持できるようになることがひきこもりの一つの出口とされる。ここで石川は、社会の「排他的・攻撃的まなざし」が当事者を「ひきこもらせている」(ibid., 243) と見て、ひきこもりを社会的排除の帰結として、存在論的な安心を欠く〈問題〉と把握する。ひきこもりを怠けなどの恣意的振る舞いであることは否定されるが、同時に「〈実存的疑問〉への答えは、全面的に個々の当事者にまか」(ibid., 229) せるべきとされ、実存的疑問を問うことや「生きことを覚悟する」ことは個人の主体性に委ねられる。対して本稿が論じてきたのは、社会性・主体性以前に当事者の生がそのうちにはただ〈ある〉〈できる〉〈できない〉ことがある原事実性の次元である。

## 5. まとめ

本稿は、当事者の語りの考察から、本人が「普通」や理由探しの空間へ疎外されているなかで、そこで「普通」にもなれず、自らの存在や状態の理由をもつこともできないことでその空間からも疎外される二重の疎外状態を示した。さらにその根底にある原事実性からの疎外を示し、三重の疎外を示した。本稿で論じたひきこもりは、この疎外に囚われながらも、同時にそこでは生きて行けないと感じ撤退する経験である。ここに、原事実性からの疎外がある。この疎外は、社会参加するための障壁だという見方もできる。だが強調すべきは、原事実性からの疎外という根源的位相である。ひきこもりの示唆する意味の少なくとも一つは、この根源的位相に向けた意味 (= 方向性) である。

ここではもちろん当事者における原事実性の自覚の意義を否定しないが、個々の当事者に積極的に要求もしない。個人の主体的能力、資質、教養、心構え、努力を期待し要求することになるという危惧からである。また単に社会にひきこもりの原因・責任ありとすれば、ひきこもりのもつ社会批判のポテンシャル、原事実性への動向は見失われる。社会批判をすれば、社会的排除だけでなく、それ以前の原事実性から社会規範への疎外を批判的に検討し、社会的排除が〈問題〉化せざるを得ない諸前提を問い直す必要がある。ひきこもりと呼ばれる現象はこうした問いとの関連で、社会規範から自由な生のアクチュアリティ、その可能性を示唆してくれると思われる。

## 文献

Gadamer, Hans-Georg, 1987, *Neuere Philosophie I. Hegel, Husserl, Heidegger* (=Hans-Georg Gadamer *Gesammelte*

- Werke Bd. 3*). Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck).
- Heidegger, Martin, 1967, *Sein und Zeit*. Elfte unveränderte Aufl., Tübingen: Max Niemeyer (本資料はSZと略記する) .
- , 1975 ff, *Martin Heidegger Gesamtausgabe*, Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann. (本資料はGAと略記し、アラビア数字で巻数を示す) .
- Landgrebe, Ludwig, 1976, “Faktizität als Grenze der Reflexion und Frage des Glaubens”, in: *Denkender Glaube. Festschrift Carl Heinz Ratschow zur Vollendung seines 65. Lebensjahres am 22. Juli 1976 gewidmet von Kollegen, Schülern und Freunden*. Hg. von Otto Kaiser, Berlin/New York: Walter de Gruyter, S. 173-92.
- 池田喬、2016、「能力と無力感のあいだで——アビリティの現象学序説——」、『UTCP Uchiro Booklet』12巻、9-28.
- 石川良子、2007、『ひきこもりの〈ゴール〉——「就労」でもなく「対人関係」でもなく』青弓社.
- 石原孝二、2018、『精神障害を哲学する——分類から対話へ』東京大学出版会.
- 稲原美苗、2018、「当事者とともに——現象学的質的研究の可能性を考える——」、日本現象学・社会科学会編、『現象学と社会科学』第1号、31-48.
- 大澤真幸、2014、『『現代社会の存立構造』を読む』、真木悠介・大澤真幸『現代社会の存立構造／『現代社会の存立構造』を読む』朝日出版社.
- 岡村優努、2020、「教育機会確保法と「学ぶ主体化」される子どもたち」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追い立てられる社会』インパクト出版会、117-132.
- 小田切建太郎、2020、「動(詞)的観点から見た事実性の射程と限界」、『立命館文學』665号、224-238.
- 、2022、「疎外と抵抗——関係性から見たひきこもり」、『倫理学研究』52号、関西倫理学会編、156-167.
- 木村史人、2021、「ひきこもりについての実存論的解釈」、『立正大学文学部研究紀要』37号、49-100.
- 河野哲也、2017、「当事者研究と「教育学」」、『みんなの当事者研究 臨床心理学 増刊第9号』金剛出版、56-60.
- 草野智洋、2010、「民間ひきこもり援助機関の利用による社会的ひきこもり状態からの回復プロセス」『カウンセリング研究』第43巻第3号、日本カウンセリング学会、226-235.
- 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業、2010、『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』.
- 斎藤環、2003、『OK? ひきこもりOK!』マガジンハウス、8-60.
- 、2014、『「ひきこもり」救出マニュアル 理論編』ちくま文庫.
- 、2016、『ひきこもり文化論』ちくま学芸文庫.
- 、2020、『社会的ひきこもり 改訂版』PHP研究所.
- 桜井啓太、2020、「依存の復権論・序」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追い立てられる社会』インパクト出版会、34-53.
- 桜井智恵子、2021、『教育は社会をどう変えたのか——個人化をもたらすリベラリズムの暴力』明石書店.
- 野田彩花、山下耕平、2017、『名前のない生きづらさ』子どもの風出版会.
- 広瀬義徳、2020、「自律・自立した個人という幻想と「共生」の根拠」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追

立てられる社会』インパクト出版会、18-33.

見田宗介、1996、『現代社会の論理——情報化・消費化社会の現在と未来』岩波新書.

山下耕平、2009、『迷子の時代を生き抜くために——不登校・ひきこもりから見えてくる地平』北大路書房.

——、2021年11月16日閲覧、ブログ記事「学校への疎外、学校からの疎外」  
(<http://bokan.blog.shinobi.jp/Entry/139/>) .

(おたぎり けんたろう・立命館大学)